

第4回嬉野市議会定例会
(議案資料)

嬉野市

| 議案 番号 | 議案資料名 | 頁 |
|----------|--|----|
| 82 | 【新旧対照表】嬉野市部設置条例の一部を改正する条例 | 1 |
| 83 | 【新旧対照表】嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例 | 2 |
| 84 | 【新旧対照表】嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 | 4 |
| 85 | 【新旧対照表】嬉野市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例 | 9 |
| 86 | 【新旧対照表】嬉野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例 | 12 |
| 87 | 【新旧対照表】嬉野市営浄化槽条例の一部を改正する条例 | 13 |
| 102 | 嬉野市農業委員会の委員の認定農業者過半要件の例外規定適用について | 14 |
| 103 | (参考資料) 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任について | 15 |
| 104 | (参考資料) 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任について | 16 |
| 105 | (参考資料) 嬉野市固定資産評価審査委員会委員の選任について | 17 |

【新旧対照表】嬉野市部設置条例の一部を改正する条例

| 改正案 | 現 行 |
|--------------------------------------|--------------------------------------|
| (事務分掌) | (事務分掌) |
| 第2条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。 | 第2条 部の分掌する事務は、次のとおりとする。 |
| 行政経営部 | 行政経営部 |
| (1) ~ (8) (略) | (1) ~ (8) (略) |
| 総合戦略推進部 | 総合戦略推進部 |
| (1) 市政の総合計画及び総合調整に関すること。 | (1) 市政の総合計画及び総合調整に関すること。 |
| (2) 行財政改革に関すること。 | (2) 行財政改革に関すること。 |
| (3) 市民協働、男女共同参画及び地域振興に関すること。 | (3) 市民協働、男女共同参画及び地域振興に関すること。 |
| (4) 広報広聴及び情報戦略に関すること。 | (4) 広報広聴及び情報戦略に関すること。 |
| (5) 企業誘致に関すること。 | (5) 企業誘致に関すること。 |
| | (6) <u>新幹線、地域交通政策及びまちづくりに</u> 関すること。 |
| | (7) <u>都市計画、公園に</u> 関すること。 |
| 市民福祉部 | 市民福祉部 |
| (1) ~ (5) (略) | (1) ~ (5) (略) |
| 産業振興部 | 産業振興部 |
| (1) ~ (3) (略) | (1) ~ (3) (略) |
| 建設部 | 建設部 |
| (1) 道路、河川及び建築並びに住宅政策に関すること。 | (1) 道路、河川及び建築並びに住宅政策に関すること。 |
| (2) 農林整備に関すること。 | (2) 農林整備に関すること。 |
| (3) <u>新幹線、地域交通政策及びまちづくりに</u> 関すること。 | (3) 環境衛生に関すること。 |
| (4) <u>都市計画、公園に</u> 関すること。 | (4) 下水道に関すること。 |
| (5) 環境衛生に関すること。 | (5) 水道に関すること。 |
| (6) 下水道に関すること。 | |
| (7) 水道に関すること。 | |

【新旧対照表】嬉野市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例

| 改正案 | | | 現 行 | | |
|-----------|--------------------------------------|------------------------|--------------|-------------------------------------|------------------------|
| 別表（第2条関係） | | | 別表（第2条関係） | | |
| 区分 | 報酬の額 | 旅費の額 | 区分 | 報酬の額 | 旅費の額 |
| 選挙長 | 1回につき 10,800円 | 行政職2級以上の職務にある者の規定に準ずる。 | 選挙長 | 1回につき 10,600円 | 行政職2級以上の職務にある者の規定に準ずる。 |
| 投票所の投票管理者 | 投票日額 12,800円を超えない範囲内で嬉野市選挙管理委員会が定める額 | " | 投票所の投票管理者 | 投票日額 12,600円 | " |
| 投票所の投票立会人 | 投票日額 11,300円を超えない範囲内で嬉野市選挙管理委員会が定める額 | " | 投票所の投票立会人 | 投票日額 10,700円 | " |
| 開票管理者 | 1回につき 10,800円 | " | 開票立会人 | 1回につき 8,800円 | " |
| 選挙立会人 | " 8,900円 | " | 投票所の投票立会人 | 投票日額 10,700円 | " |
| 投票所の投票立会人 | 投票日額 10,900円を超えない範囲内で嬉野市選挙管理委員会が | " | 開票立会人 | 1回につき 8,800円 | " |
| | | | 期日前投票所の投票立会人 | 投票日額 9,500円を超えない範囲内で嬉野市選挙管理委員会が定める額 | " |

| | 定める額 | |
|------------------|---|---|
| 共通投票所の 投票立会人 | 〃 10,9〃 00円を超 ない範囲内で 嬉野市選挙管 理委員会が定 める額 | |
| 開票立会人 | 1回につき 8,900円 | 〃 |
| 期日前投票所 の投票立会人 | 日額 9,6〃 00円を超 ない範囲内で 嬉野市選挙管 理委員会が定 める額 | |

【新旧対照表】嬉野市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者
均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 18,130円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 28,420円

(イ) 特定世帯 14,210円

(ウ) 特定継続世帯 21,315円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,620円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,420円

(イ) 特定世帯 3,710円

(ウ) 特定継続世帯 5,565円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者
均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,930円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,850円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者
均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 18,130円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 28,420円

(イ) 特定世帯 14,210円

(ウ) 特定継続世帯 21,315円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,620円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,420円

(イ) 特定世帯 3,710円

(ウ) 特定継続世帯 5,565円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者
均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 6,930円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,850円

(2) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、33万円

に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき28万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者

| | |
|--|---|
| 均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 12,950円 | 均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 12,950円 |
| イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 | イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 |
| （ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 20,300円 | （ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 20,300円 |
| （イ）特定世帯 10,150円 | （イ）特定世帯 10,150円 |
| （ウ）特定継続世帯 15,225円 | （ウ）特定継続世帯 15,225円 |
| ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,300円 | ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,300円 |
| エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 | エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 |
| （ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,300円 | （ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 5,300円 |
| （イ）特定世帯 2,650円 | （イ）特定世帯 2,650円 |
| （ウ）特定継続世帯 3,975円 | （ウ）特定継続世帯 3,975円 |
| オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,950円 | オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,950円 |
| カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,750円 | カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,750円 |
| (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 <u>43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）</u> に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） | (3) 法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、 <u>33万円</u> に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。） |
| ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定す | ア 国民健康保険の被保険者に係る被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定す |

る世帯主を除く。) 1人について 5, 180円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8, 120円

(イ) 特定世帯 4, 060円

(ウ) 特定継続世帯 6, 090円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1, 320円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2, 120円

(イ) 特定世帯 1, 060円

(ウ) 特定継続世帯 1, 590円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1, 980円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1, 100円

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法 第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第3

る世帯主を除く。) 1人について 5, 180円

イ 国民健康保険の被保険者に係る世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 8, 120円

(イ) 特定世帯 4, 060円

(ウ) 特定継続世帯 6, 090円

ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1, 320円

エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2, 120円

(イ) 特定世帯 1, 060円

(ウ) 特定継続世帯 1, 590円

オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について 1, 980円

カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1, 100円

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

4 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法(昭和40年法律第33号) 第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額(年齢65歳以上である者に係るものに限る。)の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」とあるのは、「法第703条の5に規定する総所得金額(所得税法第3

5条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。) 及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

5条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。)」

とする。

【新旧対照表】嬉野市奨学資金貸与条例の一部を改正する条例

| 改正案 | 現 行 |
|---|--|
| (目的) 第1条 この条例は、向學心に富み、有能な素質を有する本市住民の <u>学生生徒</u> であつて、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校等又は大学等若しくは海外の大学へ進学を希望し、又は現に在学する者で、経済的理由により修学困難と認められるものに対し奨学資金を貸与して、将来有為の人材を育成することを目的とする。 | (目的) 第1条 この条例は、向學心に富み、有能な素質を有する本市住民の <u>子弟</u> であつて、学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づく高等学校等又は大学等若しくは海外の大学へ進学を希望し、又は現に在学する者で、経済的理由により修学困難と認められるものに対し奨学資金を貸与して、将来有為の人材を育成することを目的とする。 |
| (奨学生) 第2条 奨学資金の貸与を受ける者（以下「奨学生」という。）は、次の要件を満たす者でなければならない。 (1) 本市に2年以上住所を有する者の <u>子女</u> であること。 (2)～(4) (略) <u>(5) この条例による奨学資金以外の奨学金を受けていないこと。ただし、大学、短期大学、大学院及び専門学校の学生については、この限りでない。</u> | (奨学生) 第2条 奨学資金の貸与を受ける者（以下「奨学生」という。）は、次の要件を満たす者でなければならない。 <u>ただし、他の奨学金を受けている者は除くものとする。</u> (1) 本市に2年以上住所を有する者の <u>子弟</u> であること。 (2)～(4) (略) |
| (貸与) 第3条 奨学資金の貸与額は、次のとおりとする。ただし、貸与期間は、当該学校の正規の修学期間を超えてはならない。 (1) 高等学校及び <u>高等専修学校</u> 月額 32,000円以内 <u>(2) 高等専門学校 月額 45,000円以内</u> <u>(3) 大学、短期大学、大学院及び専門学校 月額 58,000円以内</u> <u>(4) 海外の大学、短期大学及び大学院 月額 58,000円以内</u> | (貸与) 第3条 奨学資金の貸与額は、次のとおりとする。ただし、貸与期間は、当該学校の正規の修学期間を超えてはならない。 (1) 高等学校及び <u>高等専修学校と同程度の学校</u> 月額 32,000円以内 <u>(2) 大学及び<u>大学と同程度の学校</u> 月額 58,000円以内</u> <u>(3) 海外の大学 月額 58,000円以内</u> |

2 貸与金は、毎月保護者に交付する。ただし、前項第3号及び第4号に規定する学校にあっては、奨学生に交付することができるものとする。

3・4 (略)

(申請)

第4条 奨学資金の貸与を希望する者の保護者は、申請書に在籍学校長又は出身学校長の推薦書を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請書を受理したときは、嬉野市教育委員会に意見を求め、審査の上、貸与の適否を決定しなければならない。

(停止又は廃止)

第5条 奨学生が休学したときは、その期間の奨学資金の貸与を停止する。

2 奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、その理由のあった翌月から奨学資金の貸与を廃止するものとする。

(1) 死亡したとき。

(2) 中途退学したとき。

(3) 傷病のため成業の見込みがないとき。

(4) 奨学生の本分に反する行いがあったとき。

(5) 学業成績が著しく不良となったとき。

(6) 奨学資金辞退の申出があったとき。

(7) 奨学生の保護者が本市以外に住所を移したとき。

(8) 前各号に掲げるもののほか、奨学生として適当でないと認めるとき。

(返還)

第6条 奨学生であった者は、学校を卒業した月の翌月から起算して1年を経過したときから20年の範囲内で、規則で定める期間内

2 貸与金は、毎月保護者に交付する。ただし、前項第2号に規定する学校にあっては、奨学生に交付することができるものとする。

3・4 (略)

(申請)

第4条 奨学資金の貸与を希望する者の保護者は、申請書に在籍学校長の推薦書を添えて市長に提出しなければならない。

(決定)

第5条 市長は、前条の申請書を受理したときは、嬉野市教育委員会に意見を求め、審査の上決定しなければならない。

(返還)

第6条 奨学生であった者は、学校卒業（中途退学を含む。）後1年を経過した後、15年の範囲内で、規則で定める期間以内にその全

にその全額を返還しなければならない。ただし、希望により繰り上げて返還することができる。

2 前条第2項の規定により貸与を廃止された奨学生については、別に定める期間内にその全額を返還しなければならない。

(返還の猶予)

第7条 市長は、奨学資金の貸与を受けた者について、進学、疾病その他特別の事情により奨学資金の返還が著しく困難であると認めるとときは、返還を猶予することができる。

(返還の免除)

第8条 (略)

(委任)

第9条 (略)

額を返還しなければならない。ただし、市長は、特別な事由があると認めるときは、返還を猶予することができる。

(返還の免除)

第7条 (略)

(委任)

第8条 (略)

【新旧対照表】嬉野市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

| 改正案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年1.4.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年1.4.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とする。</u></p> | <p>附 則 (延滞金の割合の特例)</p> <p>第2条 当分の間、第6条第1項に規定する延滞金の年1.4.6パーセントの割合及び年7.3パーセントの割合は、同項の規定にかかわらず、各年の<u>特例基準割合（当該年の前年に租税特別措置法第（昭和32年法律第26号）93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この条において同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（以下この条において「特例基準割合適用年」という。）中においては、年1.4.6パーセントの割合にあっては<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合</u>とし、年7.3パーセントの割合にあっては<u>当該特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）</u>とする。</u></p> |

【新旧対照表】嬉野市営浄化槽条例の一部を改正する条例

| 改正案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>(使用料の額及び算定方法)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 月の中途において、使用者が市営浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているものの使用を再開したときの<u>当該使用月の使用料は、1使用月として算定する。</u></p> | <p>(使用料の額及び算定方法)</p> <p>第19条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 月の中途において、使用者が市営浄化槽の使用を開始し、休止し、若しくは廃止し、又は現に休止しているものの使用を再開したときの<u>当該使用月の使用料については、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>使用日数が15日を超えず、かつ、使用水量が基本汚水量の2分の1以下のときは、基本使用料の2分の1の額とする。</u></p> <p>(2) <u>前号以外のときは、1箇月分として算定した額とする。</u></p> |

嬉野市農業委員会の委員の認定農業者過半要件の例外規定適用について（議案資料）

【提案理由書】

改正された農業委員会等に関する法律では、市長が任命する農業委員会の委員の過半数を認定農業者とすることと規定されている。ただし、区域内における認定農業者の数が、委員の定数に8を乗じて得た数を下回る場合において、議会の同意を得て農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者に準ずる者とするとの例外規定が設けられています。

嬉野市農業委員会の区域内における認定農業者の数は、令和2年10月末現在で74人、農業委員会の委員の定数13人に8を乗じて得た数104人を下回るため、農業委員会の委員の過半数を認定農業者等又は認定農業者に準ずる者とすることについて、議会の同意が必要であるためです。

<参考>

- 1 認定農業者等（農業委員会等に関する法律第8条第5項に規定）
 - (1) 認定農業者である個人
 - (2) 認定農業者である法人の役員又は使用人
- 2 認定農業者に準ずる者（農業委員会等に関する法律施行規則第2条第1項に規定）
 - (1) 認定農業者等であった者
 - (2) 認定農業者の経営に参画する当該認定農業者の親族
 - (3) 認定就農者である個人
 - (4) 認定就農者である法人の役員又は使用人
 - (5) 集落営農の役員
 - (6) 人・農地プランにおいて中心的役割を果たすことが見込まれる個人
 - (7) 人・農地プランにおいて中心的役割を果たすことが見込まれる法人の役員又は使用人
 - (8) 指導農業士、青年農業士等の指導的立場にある者と認められた農業者
 - (9) 基本構想水準到達者である個人
 - (10) 基本構想水準到達者である法人の役員又は使用人